

平成 22 年 7 月 12 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト  
代 表 取 締 役 社 長 高 田 真 吾  
( コ ー ド 番 号 : 3 8 2 5 )  
電 話 番 号 ( 0 3 ) 6 2 0 6 - 2 2 2 0

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 22 年 6 月 18 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」、平成 22 年 6 月 29 日付で「答弁書と課徴金について」の開示をそれぞれ行いましたが、金融庁より平成 22 年 7 月 9 日付で納付すべき課徴金の額 150 万円および、納付期限を平成 22 年 9 月 10 日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、今後の再発防止ならびに皆様からの信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

ご参考

金融庁ホームページ掲載事項

<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20100709-1.html>

以上